

西脇市総合教育会議運営要綱

1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、西脇市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 招集

市長は、法第1条の4第3項の規定により総合教育会議を招集しようとするときは、総合教育会議の開催日時、場所、会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

3 議長

総合教育会議の会議は、市長がその議長となる。

4 会議の非公開

法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。ただし、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を公開しないこととする場合については、この限りでない。

5 議事録

(1) 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 開会及び閉会に関する事項

イ 出席者（傍聴人を除く。）の氏名

ウ 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言

エ その他市長が必要と認めた事項

(2) 市長は、議事録を作成したときは、市長の指名する委員の承認を得て、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により非公開とした事案に係る部分については、この限りではない。

6 庶務

総合教育会議の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月24日から施行する。